

会員規則第 11 条の規定に基づき、会員規則実施要領を次のように定める。

令和 2 年 10 月 29 日

公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会
理事長 西 原 正

会 員 規 則 実 施 要 領

(目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人防衛大学校学術・教育振興会（以下「本会」という。）の会員規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会申込書及び変更届の提出方法)

第 2 条 規則第 4 条第 1 項の「入会申込書」及び同条第 3 項の「変更届」は、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

2 個人会員については、前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、FAXでの送信によることができる。ただし、「変更届」については、事実関係が明らかな場合等においては、電話での申出によることができる。

(個人会員の退会届の提出方法)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項の「退会届」（個人会員）は、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、FAXでの送信によることができる。

(法人会員の退会届の提出方法)

第 4 条 規則第 5 条第 1 項の「退会届」（法人会員）は、「退会届」の用紙を本会事務局から受領して、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

(法人会員の休会届の提出方法)

第 5 条 規則第 6 条第 2 項の「休会届」（法人会員）は、「休会届」の用紙を本会事務局から受領して、必要事項を記載し、捺印のうえで、本会事務所に郵送するものとする。

(入会時における会費の納入方法)

第 6 条 入会時における規則第 8 条第 1 項の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 個人会員

本会が、「入会申込書」を受領後、送付する「会費納入願」に同封の郵便振替払込用紙（「払込取扱票」）による振込み

(2) 法人会員

本会が、「入会申込書」を受領後、送付する「会費納入願」の「別紙」に記載の本会の銀

行口座への振込み

(2年度目以降の会費の納入方法)

第7条 2年度目以降の規則第8条第1項の会費の納入方法については、次のとおりとする。

(1) 個人会員

本会から送付する「会費納入願」に同封の郵便振替払込用紙（「払込取扱票」）による振込み

(2) 法人会員

本会の銀行口座への振込み

(会員の特典)

第8条 規則第10条第1項第1号の「入校式、卒業式等の行事」は、防衛大学校の入校式、卒業式及び開校記念祭並びに本会が助成するその他の行事（以下「防衛大学校の行事」という。）とする。

2 前項の「本会が助成するその他の行事」への招待は、賛助会員及び法人会員の代表者に限る。

3 防衛大学校の行事への招待については、口数にかかわらず、個人会員1人につき又は法人会員1団体につき、それぞれ1枚とする。

4 規則第10条第1項第3号の「本会が後援する講演会等の行事に参加すること」については、その対象等を制限する（例えば、対象を賛助会員及び法人会員の代表者に限る、会員ごとの枚数を制限する）場合がある。

5 規則第10条第1項第4号の「その他会員の特典に相応しいと理事長が認めること」は、日本防衛学会のホームページに掲載されている『防衛学研究』の閲覧ができること（ただし、賛助会員及び法人会員の代表者に限る。）等とする。

6 規則第8条第1項の会費を納入していない会員は、規則第10条の会員の特典を受けられない。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。